



クマ対策について

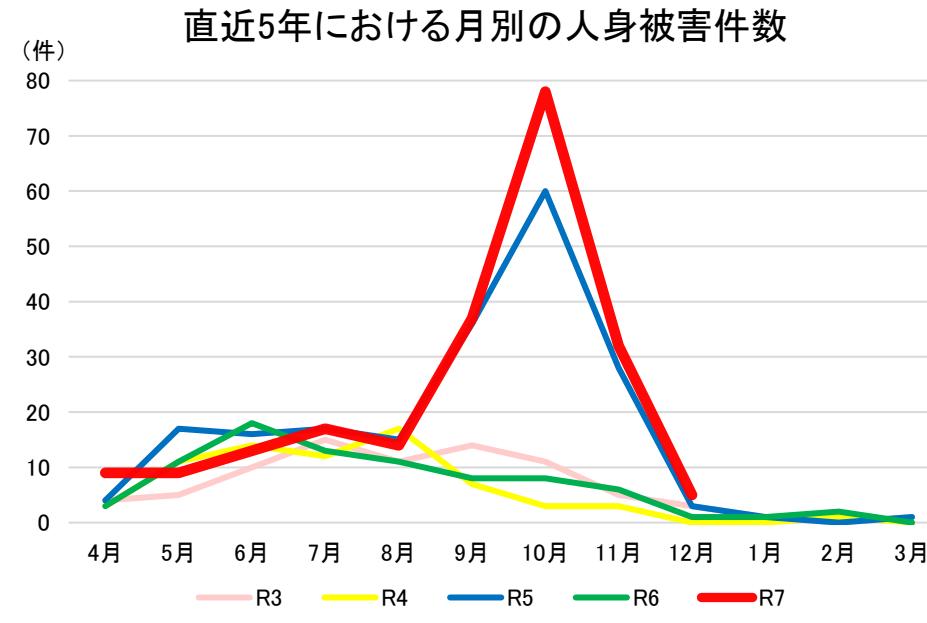
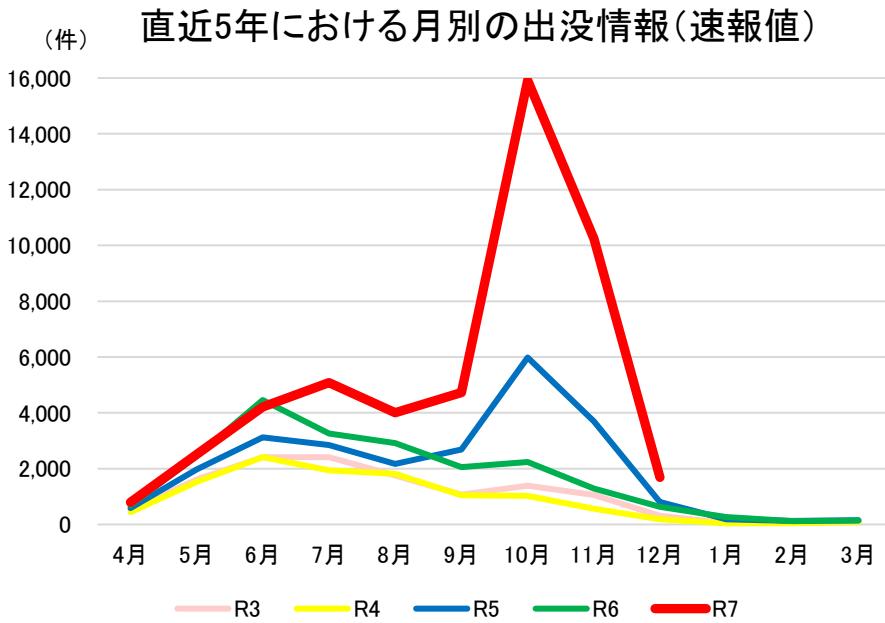
自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

令和 8 年 2 月

令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ 令和7年度の出没情報、被害件数、被害者数の推移※

	出没情報(速報値) (4月～12月)	人身被害件数 (4月～12月)	人身被害者数 (4月～12月)	死亡者数 (4月～12月)
令和7年度	49,226	214	236	13
令和6年度	19,986	79	82	3
令和5年度	23,879	196	217	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

令和7年度のクマの出没や被害状況について

○令和7年度のクマによる死亡事故概要（令和8年2月2日現在）

	発生日時	発生場所	被害者	発生場所	事故概要
1	6月22日	長野県大町市	男性・40代	森林	タケノコ取り中に襲われた。同行男性も軽傷。
2	7月4日	岩手県北上市	女性・80代	市街地	自宅内で全身に動物の爪による傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
3	7月12日	北海道福島町	男性・50代	市街地	新聞配達中にヒグマに襲われ亡くなった。
4	7月31日	秋田県北秋田市	女性・70代	市街地	グループホームの入居女性が敷地内で襲われた。治療を受けたが8月20日に亡くなった。
5	8月14日	北海道斜里町	男性・20代	森林	羅臼岳登山中にヒグマに襲われた。
6	10月3日	宮城県栗原市	女性・70代	森林	4人でキノコ採り中に襲われた。
7	10月8日	岩手県北上市	男性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。
8	10月10日	岩手県雫石町	男性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。
9	10月16日	岩手県北上市	男性・60代	人家周辺	温泉施設清掃中に襲われた。
10	10月24日	秋田県東成瀬村	男性・30代	人家周辺	襲われた人を助けに入り逆襲を受けた。
11	10月27日	岩手県一関市	不明・不明	人家周辺	住宅の敷地内で爪痕や咬まれた傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
12	10月27日	秋田県秋田市	不明・不明	人家周辺	側溝内でかみ傷や切り傷がある状態で発見。
13	11月3日	秋田県湯沢市	女性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。

クマの被害防止対策の概要について

1 クマの分布域拡大と被害の増加

- ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）
推定個体数（令和5年度）は12,180頭で30年間で2倍以上に増加
- ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）
- 人口減少・高齢化等により、クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大、令和5年度に、人身被害が多数発生（219人）

2 指定管理鳥獣への指定と都道府県等への支援の強化

- クマによる被害防止に向けた対策方針（令和6年2月）。クマの地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマのすみ分けを図る
- 「クマ被害対策施策パッケージ」（令和6年4月）
環境省、農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省が連携して取り組む
- 四国を除く個体群を指定管理鳥獣※に指定（令和6年4月）
※集中的・広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ類）
- 指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ対策を追加（令和6年8月）
都道府県等へのクマによる被害防止対策への財政支援を強化

3 鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月成立、9月施行）

- 人の日常生活圏における銃猟を可能とする鳥獣保護管理法改正
※改正法の運用方法を解説する緊急銃猟ガイドラインを令和7年7月に公表
- 緊急銃猟の実施（令和7年の9月の施行以降、既に50件以上が実施）

令和7年度のクマによる被害

- ・出没情報（49,226件）
 - ・人身被害件数（214件）
 - ・人身被害者数（236人）
 - ・死者数（13人） ※
- いざれも 過去最多



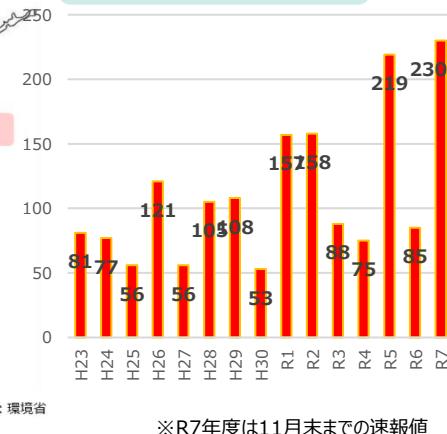
※令和8年2月2日時点で環境省が把握している数字

クマの分布域の増減
(平成15年⇒平成30年度)



平成15年度調査でのみ生息情報を確認した5kmメッシュ
平成15及び30年度調査の両方で生息情報を確認した5kmメッシュ
平成30年度調査でのみ生息情報を確認した5kmメッシュ
平成30年度調査で一時的な生息情報が得られた5kmメッシュ

クマによる
人身被害人数



出典：環境省

4 「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月）

- クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定
参加閣僚：官房長官、環境大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員長
- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する
- 環境省の実施する施策として、ガバメントハンターの人員費や資機材等について、交付金による支援や、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定等が盛り込まれる

捕獲目標頭数を設定し、ガバメントハンター等の配置や、資機材の必要量の見込み等を明記した「クマ対策ロードマップ」を年度内を目途に策定する

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの入件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用・ガバメントハンター入件費・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費・緩衝帯整備費用・誘引物の撤去費・ICTを活用した出没対策費・人材育成のための研修費等

※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

クマ対策（クマ被害対策パッケージ関連）



(単位：億円)

事 項	R6補正	R7当初	計	R7補正	R8当初	計
指定管理鳥獣対策事業等(クマ類・ニホンジカ・イノシシ)	26	9	35	55	70 (※)	125
【うちクマ対策】	5	1	6	34	62	96
(内訳)						
①交付金	4	1	5	28	52	80
②国による調査研究等	1	-	1	5	5	10
③国立公園における対策	-	-	-	1	5	6

※うち、60億円は国際観光旅客税財源を活用
(国際観光旅客税財源は全てクマ対策)

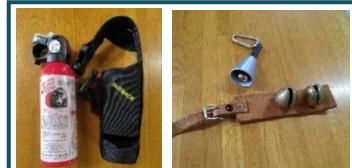
①交付金事業

地方自治体が行うクマ類の捕獲や人材育成等の被害防止対策への支援

- ・ガバメントハンター人件費
- ・狩猟団体等への委託費
- ・人材育成のための研修費
- ・緩衝帯整備費
- ・誘引物の撤去費
- ・ICTを活用した出没対策費
- ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 等



捕獲に係る経費
(箱わなの設置、捕獲者に対する支援等)



クマ対策関連資機材の購入費
(クマスプレー、クマ鈴等)



ICTの活用
(自動撮影カメラによる
クマの生態調査等)

②国による調査研究等

※太字は新規・拡充して対応予定事項

- ・生息状況調査及び個体数推定**
- ・科学的な個体数管理に関する技術研究・開発**
- ・捕獲技術者等の養成**
- ・広域管理の考え方の整理**
- ・出没対応訓練の実施
- ・個体数が少ない四国個体群の保全



実地訓練の様子

③国立公園における対策

- ・クマ出没時の対応体制構築、マニュアル策定
- ・利用者向けの情報発信、地域関係者向けの研修会の実施
- ・野営場における電気柵、フードロッカーの設置
- ・クマスプレー等の貸出



電気柵の設置



研修会開催



実施前



実施後

指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度予算（案） 5,250百万円（200百万円）※】

【令和7年度補正予算額

4,863百万円



※国際観光旅客税財源を含む

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃獵実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（1）鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）【新規】
- ③緊急銃獵実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃獵実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）【新規】
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

（2）ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビ工利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビ工利用拡大等のための狩猟捕獲支援

（3）クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

■事業形態

交付金（補助率1/2、2/3、定額）

※地方負担分について特別交付税措置（措置率は下線0.8、その他0.5）

■交付対象

都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会

■実施期間

平成26年度～

4. 事業イメージ

（シカ・イノシシ②③）
捕獲、広域連携捕獲等

（人材①②）
認定鳥獣捕獲等事業者等の育成・配置

（クマ類③）
捕獲
緊急銃獵
春期管理捕獲

（クマ類②）
侵入防止柵の設置

（クマ類②）
緩衝帯整備

（人材①③）
専門人材育成

（人材③④⑤）
緊急銃獵人材の育成・配置、体制構築

（クマ類②）
誘引物の管理



鳥獣保護管理対策費



【令和8年度予算（案） 1,711百万円（654百万円）※

【令和7年度補正予算額

611百万円

※国際観光旅客税財源を含む



鳥獣の保護・管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

- ① クマ等の鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査や管理の方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進等の改正鳥獣保護管理法の着実な施行。
- ② 国立公園等のニホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥類の生態や移動経路の把握。

2. 事業内容

（1）鳥獣保護管理強化事業

- ・鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、希少鳥獣の保護管理、クマ出没対応、クマ保護管理強化、鳥類の鉛汚染対策、カワウ管理強化、水鳥救護研修センターの運営、国指定鳥獣保護区の管理などの改正鳥獣保護管理法の着実な施行

（2）国立公園等シカ管理対策事業

- ・国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用 など

（3）野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- ・鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業、委託事業

■請負先・委託先 民間事業者・団体

■実施期間 昭和46年度～

お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 電話03-5521-8285
生物多様性センター 電話：0555-72-6031

自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8278

4. 事業イメージ

- ・クマ類を指定管理鳥獣に指定（令和6年4月）
- ・鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月）
- ・改正鳥獣保護管理法の施行（令和7年9月）
→緊急銃猟制度の開始



令和7年秋：クマ出没・被害大

クマ被害対策パッケージの決定（令和7年11月）

クマの緊急的な対策を含めた総合的な施策

- ① 全国的な生息状況調査及び個体数推定を実施
- ② 科学的な個体数管理（捕獲、すみ分け等）に関する技術研究・開発
- ③ 市街地等対応や個体数管理のための捕獲技術者等の養成
- ④ 都道府県境を越える広域管理の考え方の整理
- ⑤ 国立公園における安全対策や情報発信
- ⑥ 自治体向け市街地等における出没対応訓練の実施
- ⑦ 改正鳥獣保護管理法を踏まえた基本指針の改定
- ⑧ 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全

※太字は新規・拡充して対応予定事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の概要



人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の**安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



ツキノワグマ

イノシシ

■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等※2**における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かつてする銃猟、夜間の銃猟を禁止（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において、**より予防的・迅速な対応を可能とする必要**。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が**人の日常生活圏**（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置**が**緊急に必要**で、
- ③的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが**銃猟以外の方法**では**困難**であり、
- ④避難等によって**地域住民等**に**弾丸が到達する**おそれがない場合には、
危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福井県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援**を要請することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、**安全かつ迅速に対応することを可能に**

<施行日> 令和7年9月1日

※上記改正法による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

緊急銃猟の実施状況 1/3



緊急銃猟の発砲まで至った事例は56件。

日時	場所	対象鳥獣	場所概要	案件概要
1 10月15日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	市街地	住宅地の緑地に留まっているクマを捕獲。
2 10月17日	群馬県昭和村	ツキノワグマ	畠	イノシシ檻で誤認捕獲したクマを捕獲。
3 10月21日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ	河川付近	住宅地内の山林（河川付近）でクマを捕獲。
4 10月22日	秋田県横手市	ツキノワグマ	河川付近	住宅地内の河川敷で親熊1頭、子熊2頭を捕獲。
5 10月23日	富山県富山市	ツキノワグマ	市街地	住宅地内の藪に留まっているクマを捕獲。
6 10月23日	秋田県仙北市	ツキノワグマ	畠	観光地付近の畠で柿を食べ居座る親子熊2頭を捕獲。
7 10月24日	北海道札幌市	ヒグマ	公園	住宅地の公園に出没した子熊2頭を捕獲。
8 10月26日	群馬県川場村	ツキノワグマ	畠	イノシシ檻で誤認捕獲したクマを捕獲。
9 10月29日	福井県勝山市	ツキノワグマ	市街地	認定こども園付近に出没した親子熊2頭を捕獲。
10 10月30日	石川県白山市	ツキノワグマ	市街地	住宅地でクルミを食べているクマを捕獲。
11 10月31日	新潟県阿賀野市	ツキノワグマ	建物内	住宅地内の企業の建物に侵入したクマを麻醉銃猟。
12 11月4日	秋田県秋田市	ツキノワグマ	建物内	立体駐車場の一階部分に侵入したクマを麻醉銃猟。
13 11月5日	富山県富山市	ツキノワグマ	市街地	国道沿いの竹藪に潜むクマを捕獲。
14 11月5日	秋田県能代市	ツキノワグマ	市街地	住宅敷地内の鳥小屋から出てきたクマを捕獲。
15 11月7日	山形県米沢市	ツキノワグマ	市街地	温泉旅館に立てこもったクマを捕獲。
16 11月8日	福井県勝山市	ツキノワグマ	建物敷地内	工場内に侵入したクマを捕獲。
17 11月9日	秋田県美郷町	ツキノワグマ	市街地	小学校敷地内にいた1頭を麻醉銃猟。
18 11月10日	富山県砺波市	ツキノワグマ	市街地	住宅敷地内にいた1頭を捕獲。
19 11月10日	山形県酒田市	ツキノワグマ	市街地	集落内にいた3頭を捕獲。
20 11月11日	新潟県新発田市	ツキノワグマ	市街地	住宅近くにいた1頭を捕獲。

(令和8年2月2日11:00 現在、環境省が把握する事例に限る。案件概要は報道等をもとに環境省が独自に記載したもの。)

緊急銃猟の実施状況 2/3

緊急銃猟の発砲まで至った事例は56件。

日時	場所	対象鳥獣	場所概要	案件概要
21	11月11日 新潟県糸魚川市	ツキノワグマ	市街地	イノシシ檻で錯誤捕獲した1頭を捕獲。
22	11月13日 山形県長井市	ツキノワグマ	農地	農地にいた1頭を捕獲。
23	11月13日 新潟県五泉市	ツキノワグマ	市街地	民家近くの柿の木に執着した1頭を捕獲。
24	11月14日 新潟県胎内市	ツキノワグマ	市街地	罠で捕獲された1頭を銃猟。
25	11月15日 山形県庄内町	ツキノワグマ	市街地	柿の木にいた1頭に向けて発砲するも、弾が当たらず逸走。
26	11月15日 富山県滑川市	ツキノワグマ	市街地	住宅周辺に出没した1頭を捕獲。
27	11月16日 福島県喜多方市	ツキノワグマ	市街地	罠で捕獲された1頭を銃猟。
28	11月16日 新潟県南魚沼市	ツキノワグマ	市街地	民家近くの柿の木付近にいた1頭を麻醉銃猟。
29	11月16日 山形県白鷹町	ツキノワグマ	市街地	民家近くの柿の木付近にいた1頭を捕獲。
30	11月17日 山形県鶴岡市	ツキノワグマ	市街地	住宅街の柿の木付近に出没した1頭を捕獲。
31	11月20日 山形県寒河江市	ツキノワグマ	市街地	箱わなで捕獲された1頭と、付近にいた1頭を捕獲。
32	11月20日 岩手県洋野町	ツキノワグマ	市街地	住宅地の雑木林でクリを食べていた1頭を捕獲。
33	11月21日 山形県米沢市	ツキノワグマ	市街地	住宅地の柿の木付近にいた1頭を捕獲。
34	11月23日 山形県米沢市	ツキノワグマ	市街地	住宅敷地内の柿の木付近にいた1頭を捕獲。
35	11月24日 山形県飯豊町	ツキノワグマ	市街地	住宅敷地内の柿の木付近にいた1頭を捕獲。
36	11月24日 新潟県魚沼市	ツキノワグマ	市街地	住宅地付近にいた1頭を捕獲。
37	11月25日 秋田県秋田市	ツキノワグマ	市街地	住宅敷地内にいた1頭を麻醉銃猟。
38	11月25日 山形県鮭川村	ツキノワグマ	市街地	住宅敷地内の柿の木付近にいた1頭を捕獲。
39	11月25日 山形県庄内町	ツキノワグマ	市街地	駅近くの柿の木付近にいた1頭を捕獲。
40	11月26日 岩手県釜石市	ツキノワグマ	市街地	駅近くの木に登っていた1頭を捕獲。

緊急銃猟の実施状況 3 / 3



緊急銃猟の発砲まで至った事例は56件。

日時	場所	対象鳥獣	場所概要	案件概要
41	12月1日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ	市街地 住宅地付近で目撃された1頭を捕獲。
42	12月2日	新潟県十日町市	ツキノワグマ	市街地 住宅地付近の柿の木付近にいた1頭を捕獲。
43	12月4日	岩手県大船渡市	ツキノワグマ	山林 住宅地周辺の林地にいた1頭を捕獲
44	12月5日	山形県長井市	ツキノワグマ	市街地 住宅地で目撃された一頭を捕獲。
45	12月9日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ	市街地 建物内にいた1頭を麻醉銃猟。
46	12月10日	岩手県二戸市	ツキノワグマ	農地 牛舎内にいた1頭を麻醉銃猟。
47	12月11日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ	市街地 住宅地で目撃された一頭を捕獲
48	12月13日	富山県立山町	ツキノワグマ	市街地 柿の木にいた1頭を麻醉銃猟。
49	12月13日	新潟県南魚沼市	ツキノワグマ	スキー場近くの柿の木にいた1頭を麻醉銃猟。
50	12月16日	新潟県長岡市	ツキノワグマ	市街地 柿の木にいた1頭を捕獲。
51	12月17日	埼玉県神川町	イノシシ	市街地 農地にいた1頭を捕獲。
52	12月19日	福井県勝山市	ツキノワグマ	市街地 住宅街の小屋内にいた1頭を捕獲。
53	12月23日	秋田県秋田市	ツキノワグマ	市街地 建物内にいた1頭に麻醉銃を発射。※捕獲に至らず。
54	12月24日	山形県白鷹町	ツキノワグマ	市街地 住宅地付近の柿の木付近にいた1頭を捕獲。
55	12月30日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	市街地 旅館敷地内にとどまっていた1頭を捕獲。
56	1月30日	福島県北塙原村	ツキノワグマ	市街地 住居の車庫内にいた1頭を麻醉銃猟

政府によるクマ被害対策 支援メニュー一覧

令和8年1月時点版
(抜粋)

クマ被害対策の各プロセスにおいて活用できるメニューをまとめていますので、
ご参考にしていただけますと幸いです。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

クマ被害対策に活用できるメニュー一覧表

メニュー分類	メニュー名	省庁名	対象
調査・計画策定	①特定鳥獣保護管理計画制度	環境省	都道府県
	②指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）	環境省	都道府県
人材確保・育成、 技術支援、活動支援	③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）	環境省	都道府県
	④狩猟ポータル	環境省	民間事業者、国民等
	⑤研修会の開催	環境省	都道府県、市町村等
専門家派遣	⑥夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
	⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）	環境省	都道府県、市町村等
	⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	農林水産省	市町村等
捕獲（緊急時、 個体数管理等）	⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）	環境省	都道府県
	⑩鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）	農林水産省	市町村等
被害防止対策 (侵入防止柵設置、緩衝帯の整備、環境整備等)	⑪指定管理鳥獣対策事業交付金（出没防止対策事業）	環境省	都道府県
	⑫鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備）	農林水産省	市町村等
	⑬河川におけるクマ被害対策について	国土交通省	都道府県、市町村等
	⑭緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援	林野庁	都道府県、市町村、民間事業者等
その他	⑮鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用、クマスプレー）	農林水産省	市町村等
	⑯学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	文部科学省	都道府県、市町村等
	⑰地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁	都道府県、市町村、民間事業者等
	参考：ドローンについて、搜索・救助等のための特例を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例	国土交通省	都道府県、市町村、民間事業者等
	参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ	環境省	都道府県、市町村